

「県内産地直売施設間の商品交流フェア（販売会）」実施要領

1 趣旨

当協会では青森県からの委託事業として、「県内産地直売施設間の商品交流」を推進しています。同事業の一環として商品交流を促進させるため、商品交流フェア（販売会）を開催する産地直売施設の支援を行う。

2 商品交流事業について

- (1) 商品交流は相互交流のほかに、仕入れのみも可とする。
- (2) 対象商品は、生鮮品・加工食品とする。
- (3) 取引条件については、各産直間の交渉によりそれぞれで決定する。

3 産直交流フェア（販売会）について

- (1) 令和元年12月1日（日）～令和2年2月14日（金）までの間の複数日とし、各産直施設が設定する。
- (2) 土日等の場合は2回以上、長期の場合は1ヵ月以上開催すること。

【例1】土日等の場合

12月7日（土）～8日（日）	2日間
1月11日（土）～13日（月・祝）	3日間
2月8日（土）～9日（日）	2日間

【例2】長期の場合

12月1日（日）～1月31日（金）まで毎日

- (3) フェア期間中は商品交流コーナーを設置する。
※商品交流コーナーとは、平台又は棚を割り振りするなどし、消費者に産直交流商品のコーナーとわかるようにすること。
- (4) 販売商品には、POP等で出品産直施設の名称を表示する。

4 協会の支援

交流商品の販売を行う産直施設に対して、次の支援を行います。

- (1) 交流商品の販売促進につながる販促品を支援します。
 - ① 販促品については購入者に対する景品とする。景品は県産品に限る。
 - ② 1産直施設につき、フェア1回開催ごとに10,000円（税込）を上限とし3回までとする。長期で実施する場合は、上限40,000円（税込）とする。
 - ③ 経費については、実績報告書提出後に精算払いとする。
 - ④ ただし、景品表示法の範囲内とする。
- (2) 販促グッズとして「のぼり」を提供します。

5 報告事項

(1) 報告内容

- ① 商品交流販売品目及びその発注額、販売額、ロス額
- ② 輸送方法とその経費
- ③ 商品交流コーナーの写真

(2) 報告期限

フェア終了後2週間以内。

6 募集施設数

県内産直施設5ヵ所程度

7 様式

- (1) 事業計画書(様式1 又は 様式3)
- (2) 実績報告書(様式2 又は 様式4)
- (3) 変更計画書(様式5)
- (4) 販促経費請求書(様式6)